

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025 年 10 月 1 日改定）

掲載日 2025 年 8 月 20 日

■スマートフォンアプリ利用規定

現 行	改定後
第 40 条（本サービスの利用） 1～4 （略） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①～④ （略） <u>（新設）</u> <u>⑤</u> 前条第 1 項⑥ A 及び I に規定する取扱い <u>⑥</u> 前条第 1 項⑦ A から C に規定する取扱い <u>⑦</u> 第 10 条第 3 項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限りします。） 6～17 （略）	第 40 条（本サービスの利用） 1～4 （同左） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①～④ （同左） <u>⑤ 前条第 1 項⑤ A、B 及び E に規定する取扱い（総合口座の加入者のうち、個人（個人事業者を含みます。）が行うものに限りします。）</u> <u>⑥</u> 前条第 1 項⑥ A、<u>C、D、E、F</u> 及び I に規定する取扱い <u>⑦</u> 前条第 1 項⑦ A から C に規定する取扱い <u>⑧</u> 第 10 条第 3 項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限りします。） 6～17 （同左）

以上